

令和4年度 第2回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

令和4年12月12日

西多摩郡瑞穂町

令和4年度 第2回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和4年12月12日(月) 午後1時30分から午後2時30分

2 場 所 瑞穂町役場3-1会議室

3 出席者 会長 村上 文男
委員 根本 忠 委員 喜多 直子
委員 内野 好子 委員 高水 松夫
委員 栗原 教光 委員 山岸 茂之
委員 渋谷 俊悦 委員 横田 克彦
委員 小山 和美 委員 井垣 美穂

4 欠席者 委員 嶋田 求治

5 会議の説明に出席した者の職氏名

住民部長 野口 英雄
住民課長 山内 一寿 税務課長 峯岸 清
健康課長 工藤 洋介 国保年金係長 吉岡 知希
国保年金係 吉岡 和彦

6 議 題 (1) 令和5年度瑞穂町国民健康保険税の改定について
(2) 令和5年度瑞穂町国民健康保険運営方針(案)について

7 その他 今後の国民健康保険運営協議会開催予定日について

8 傍聴者 0名

9 配付資料 ① 会議次第
② (資料1-1) 国民健康保険税の改定について
③ (資料1-2) 瑞穂町国民健康保険の推移
④ (資料1-3) 令和4年度 国民健康保険税・賦課限度額(8市町村の比較)
⑤ (資料1-4) 国保財政健全化変更計画書
⑥ (資料1-5) 瑞穂町の一般会計その他繰入額と繰入率の推移
⑦ 追加資料 総括一財政2 令和3年度一般会計その他繰入率順位
⑧ 瑞穂町国民健康保険運営協議会諮問事項について(写)
⑧ (資料2) 令和4年度瑞穂町国民健康保険事業運営方針

10 開 会 午後1時30分

(住民課長)

12月の暮のお忙しい中、会議に出席していただきありがとうございます。定刻になりましたので、第2回瑞穂町国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。今回の運営協議会には町長より令和5年度の国民健康保険税の改定についての諮問事項が提出されますので、審議をお願いします。会議を始める前に資料の確認をさせていただきますと思います。まず、事前に送付させていただきました開催通知に同封いたしました資料を本日お持ちでない方は、いらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。本日の配付資料として「令和3年度一般会計その他繰入率順位」を追加で机上に配付しております。また、事前に諮問の写しを机上に配付しております。資料は大丈夫でしょうか。よろしければ始めさせていただきます。それでは、この後の進行に関しましては、瑞穂町国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして議長は会長にお願いすることになっております。会長の方で進行の程よろしく願います。

(議長)

皆さんこんにちは。今年も既に残り半月ということですが、寒暖の差が激しく、体調を維持することも大変かと思えます。今日はまた年の瀬のお忙しい中ご出席していただきまして、ありがとうございます。それでは議長を務めますので、よろしく願います。本日の出席数は11名でございます。定数に達しておりますので、令和4年度第2回瑞穂町国民健康保険運営協議会を開催したいと思います。なお、本日の会議録の署名は内野委員と高水委員にお願いしたいと思います。よろしく願います。

最初に町長から瑞穂町国民健康保険運営協議会に諮問が出されております。町長の代理として野口住民部長から挨拶と諮問事項について説明をお願いします。

(住民部長)

・・・住民部長挨拶省略・・・
・・・町長に代わって、住民部長が諮問事項について口述し、
住民部長から会長に諮問書を手渡す。・・・

(議長)

諮問事項を受け取りました。それでは、次第に従いまして議事を進めていきたいと思えます。

「議題(1)令和5年度瑞穂町国民健康保険税の改定について」を議題といたします。この取り扱いですが、協議会としては、町長の諮問に対し協議し、答申することになりますので、この件につきまして事務局より説明をお願いします。

(住民課長)

・・・住民課長から説明・・・

(議長)

以上で説明が終わりました。令和5年度の国民健康保険税の改定について諮問を受

けたわけであります。それでは、改定についてただいまの説明等の中でご質問等がありましたらお願いします。

(根本委員)

追加資料の中で島しょ部は、どういう事で一般会計等からの繰入金でゼロとなっているのか。

(住民課長)

国で一般会計からの繰入は認められているが、それは法定内繰入で、出産一時繰入金とか軽減世帯の繰入である。その他一般会計繰入とは、収支均等が原則であるが、保険税が入ってこない分それに代わる納付金を払っている。しかし、そこが赤字となっていて、繰入を段階的に削減するよう求められている。島しょ部は収支均衡になっている。区部でも繰入額がないのは、保険税で納付金を賄っているからである。そういうところは保険税率が高い。30市町村で瑞穂町は保険税率が低いため、その分繰入が多くなっている。

(根本委員)

瑞穂町としては過去5年間税率を3%ずつ上げているが、これを続けて行けば令和14年度に繰入金でゼロになるということであるがそれでよろしいか。

(住民課長)

当初の財政健全化計画は、3%程度増額の税率改定を行い15年かけて緩やかに赤字を削減していく計画である。もとは平成28年度当時の繰入額を減少させていく計画であった。令和元年度から3年度までは被保険者の減少に伴い納付金も下がってきっていたが、令和4年度及び5年度は、納付金が都全体で約9%増えているため、被保険者が減っている中で納付金を納めなければならない。それでも追いつかないのが現状である。7%から9%増額の改定率では、住民の方にとっては厳しい状況であるので15年は伸びるかもしれないが、当初の財政健全化計画どおりで改定して行きたい。

(根本委員)

当初の計画どおりでよろしいか。

(住民課長)

15年後に赤字がゼロとなることはないが、ここで税率改定していかないと赤字幅が増えてしまうので当初の財政健全化計画どおり3%程度ずつ増額の税率改定を進めていきたい。

(喜多委員)

本日配布された資料の中で、利島等が一般会計からの繰入金でゼロであるが、人口が少ないことや医療機関が少ないことなのか。どうしたらこのような取り組みが出来

るのか情報が欲しい。

令和14年には赤字を解消する方向であるが、そこに近づけるようなアイデアはあるのか。

(住民課長)

島しょ部で繰入金ゼロのところは税率が適正であるのが要因。繰入率が多いところは保険税率が低い傾向がある。東京都が示している標準保険料税率とは、この税率であれば繰入れがゼロになるとのことで、繰入率順位の低位のところを見ると標準保険料税率との乖離があることで繰入額が多くなっている。市町村の中では、東京都が国民健康保険事業の財政主体となった、平成30年度から毎年8%から9%程度の税率改定を行っているところもある。

(住民部長)

町村会の資料を見ると繰入額との関係は分からないが、島しょ部の一部では高齢化率が低く人口が非常に少ないという状況がある。

(横田委員)

住民課長の説明で保険税率の改定は、モデルケースにあるように毎年3%台で増額していくことは個人的にはやむおえないと感じている。

資料1-1で一人当たり保険料額はどのようにして積算したのか。

(住民課長)

納付金の内訳は、医療分・後期支援分・介護納付金分となっており、その合計額を被保険者数で除したものが一人当たりの保険料額となるが、医療分・後期支援分は全被保険者が対象となるが、介護納付金分は40歳から64歳までの被保険者であり、被保険者の数が違うため計算は合わない。

(議長)

他に質問がないようですので、議題(2)令和5年度瑞穂町国民健康保険運営方針(案)に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(国保年金係長)

・・・国保年金係長から説明・・・

(議長)

それでは、令和5年度瑞穂町国民健康保険運営方針(案)について、質問がありましたらお願いします。

(横田委員)

資料2の3. 給付の適正化・軽減の②レセプトの記載内容の点検は、会計年度任用

職員を雇用するとあえて入れているのはなぜか。

同じく 4. 国民健康保険税③の納税のしょうようという記載を平仮名にしている理由は。

同じく 5. 特定健康診査事業①の集団健診の保健センター、武蔵野コミュニティセンター、殿ヶ谷会館で合計 5 日の内訳は。

(国保年金係長)

資料 2 の 3. 給付の適正化・軽減の②レセプトの記載内容の点検については、東京都の交付金等でもレセプト点検の強化として加点され、医療費の適正化も目的としている。財政効果額が低い状態であったため、専門的知識のある方を雇用することで大きなメリットがあると考え記載した。

同じく 4. 国民健康保険税③のしょうようとは納税の用語であり、納税を促すのが目的で、納税のお願いに努めると表現がおかしくなり、また漢字にすると読みづらいためひらがな表記とした。

(健康課長)

資料 2 の 5. 特定健康診査事業①の日数の内訳は、保健センターが 3 日、武蔵野コミュニティセンターが 1 日、殿ヶ谷会館が 1 日、計 5 日間で実施する予定。

(喜多委員)

特定健診の回数を増やしたらどうか。

(健康課長)

令和 4 年度の後半は申込が多かったため、2 月に追加する予定。令和 5 年度については、1 1 月に行う集団健診は定員を増やし 1 日でできないか検討している。昨年度は 2 月に 1 日追加で行ったが受診者が少なかったため、秋ごろ枠を増やすことを考えているため 5 日間のままとした。

(内野委員)

資料 2 の 5. 特定健康診査事業③予防講座や講演会参加者は増えているのか。

(健康課長)

令和 4 年度の傾向では、それぞれ受診勧奨をしているが、糖尿病予防講座は看護師・管理栄養士が行い 20 人程度の出席であった。講演会は福生病院の専門の先生が行い、定員どおり 50 人の出席であった。令和元年度以前は 40 人以下であったが、健康に対する意識が高まっているため申込は増えている。

(内野委員)

指導を受けられる方は積極的な方が多いのか。

(健康課長)

通知発送者200人程度、そのうち勧奨して申込者が30人程度いる。積極的かといえば難しいが、令和元年以前より参加の意欲はある。健診結果個別相談会という別の事業で1人ずつ管理栄養士が面接する方法で参加者は増えている。

(根本委員)

資料2の5. 特定健康診査事業①と②は以前国が国民健康保険事業を主管しているときは、効果が出てくればインセンティブ（成果報酬）という話を聞いたことがあるが、東京都へ移管した後そういった話はなくなったのか。一生懸命行ったところは制度面で反映させていくことは出来ないものか。

(住民課長)

国で保険者努力支援制度というものがあり、平均より高い場合その中で交付金が増えて評価されることはある。補助金が増えれば支払う原資になる。保険者の努力で得られるものは取り入れて財政を安定化していく。

(根本委員)

政策面でメリットがないとやりがいがないので、東京都へ要望すべきでは。

(住民課長)

町では糖尿病・腎臓病重症化事業を行っていて、事業費は全額補助され、取り組みの評価もある。保険者努力制度は令和3年度の決算ではかなり増額となった。

(喜多委員)

資料2の6. 趣旨の普及の中のジェネリック医薬品の差額通知書について、個人として使用したいのに先生が使わない方針で、使用できないのに通知が送付され心外であると言ってきた方もいる。そういうことはあるのか。全体の7割くらいは使っていると思われるが、ジェネリック医薬品が供給されていないこともあると聞いている。医療機関で苦労したことはあるか。

(高水委員)

薬の提供は薬局で行うため詳しくはわからない。ジェネリック医薬品を使いたくない方もいる。ジェネリック医薬品を使わなければいけないという言い方はまずいのではないか。ジェネリックがない医薬品もあるので、文書で強制しないほうがいい。この程度の表現でいいのではないか。

(喜多委員)

13年間で医療費が上がっている。今後負担できるのか。医療費を抑えるため又、赤字補填のためジェネリック医薬品を推奨する文書を入れるべきではないか。

(住民課長)

令和5年度の案であるので、様々な意見を伺った上でこの方針に反映させていきたい。

(議長)

委員個人ではなく全員の意見として、ジェネリック医薬品を推奨する文書を入れてほしい。他に質問がないようですので、(3)その他に入りたいと思います。

次回の開催日について事務局からお願いします。

(国保年金係長)

次回の開催日は、令和5年1月16日(月)午後1時30分となります。開催通知を送付しますのでよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で本日予定されていた議題につきましては、全て終了いたしました。

本日は大変ありがとうございました。